

大田区諮問第 119 号答申

1 審査会の結論

- (1) 大田区長（以下「実施機関」という。）が行った令和 7 年 2 月 20 日付け 6 ま審発第〇〇号公文書不開示決定（以下「本件処分 1」という。）は、相当である。
- (2) 実施機関が行った同日付け 6 ま審発第〇〇号公文書部分開示決定（以下「本件処分 2」という。）は、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、「答申」欄において「部分開示相当」に当たる部分は相当であるが、決定通知における「開示をすることができない部分及び理由」の記載事項に不足があるものについては、同欄に記載するとおり、決定通知に記載すべきであり、同欄において「開示相当」に当たる部分は「開示すべき文書及び部分」欄に記載のとおり開示すべきである。
- (3) 実施機関が行った同日付け 6 ま調発第〇〇号公文書不開示決定（以下「本件処分 3」という。）は、相当である。
- (4) 実施機関が行った同日付け 6 ま調発第〇〇号公文書部分開示決定（以下「本件処分 4」という。）は、別紙 2「建築調整課提出文書（部分開示）」の一覧表中、「答申」欄において「部分開示相当」に当たる部分は相当であるが、決定通知における「開示をすることができない部分及び理由」の記載事項に不足があるものについては、同欄に記載するとおり、決定通知に記載すべきであり、同欄において「開示相当」に当たる部分は「開示すべき文書及び部分」欄に記載のとおり開示すべきである。
- (5) 実施機関が行った同日付け 6 ま防発第〇〇号公文書不開示決定（以下「本件処分 5」という。）、令和 7 年 3 月 14 日付け 6 ま審発第〇〇号公文書不開示決定（以下「本件処分 6」という。）及び同日付け 6 ま調発第〇〇号公文書不開示決定（以下「本件処分 7」という。）は、相当である。
- (6) 実施機関が行った同日付け 6 ま調発第〇〇号公文部分開示決定（以下「本件処分 8」という。）は、別紙 2「建築調整課提出文書（部分開示）」の一覧表中、「答申」欄のとおり、部分開示相当であるが、決定通知における「開示をすることができない部分及び理由」の記載事項に不足があるものについては、同欄に記載するとおり、決定通知に記載すべきである。

2 請求対象情報

- (1) 審査請求人が令和 6 年 12 月 27 日付けで行った公文書開示請求に係る請求対象情報（以下「本件公文書 1」という。）

〇〇 a - b - c において実施されている解体工事（以下「本件工事」という。）に関連し、大田区が収集及び作成等した次に掲げる文書。ただし、令和 6 年 7 月 26 日の近隣住民からの情報開示請求において開示された公文書は除く。

- a) 大田区が本件工事にかかる業務を遂行するに当たり収集した一切の情報
- b) 大田区が本件工事にかかる業務を遂行するに当たり作成した一切の書面及び記録
- c) 大田区が〇〇株式会社及びその下請業者に対して発出した一切の勧告、指導等の内容を示す全ての文書及び記録

- (2) 審査請求人が令和 7 年 2 月 27 日付けで行った公文書開示請求に係る請求対象情報（以下「本件公文書 2」といい、本件公文書 1 及び本件公文書 2 を併せて「本件各公文書」という。）

本件工事に関連し、大田区が収集及び作成等した次に掲げる文書。ただし、本件公文書 1 にて開示された公文書を除く。

- a) 大田区が本件工事にかかる業務を遂行するに当たり収集した一切の情報
- b) 大田区が本件工事にかかる業務を遂行するに当たり作成した一切の書面及び記録
- c) 大田区が〇〇株式会社及びその下請業者に対して発出した一切の勧告、指導等の内容を示す全ての文書及び記録

3 審査の経過

- (1) 令和 7 年 10 月 27 日、諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (2) 令和 7 年 11 月 25 日、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (3) 令和 7 年 12 月 22 日、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (4) 令和 8 年 2 月 10 日、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (5) 令和 8 年 3 月 9 日、審査した。
- (6) 令和 8 年 4 月 6 日、審査した。
- (7) 令和 8 年 5 月 11 日、審査した。
- (8) 令和 8 年 6 月 15 日、審査した。
- (9) 令和 8 年 7 月 27 日、審査した。

4 事実の経過

- (1) 審査請求人は、令和 6 年 12 月 27 日と令和 7 年 2 月 27 日の二回に分け

て、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、公文書開示請求（以下「本件各開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件各開示請求に対し、令和 7 年 2 月 20 日と同年 3 月 14 日、本件各公文書を、

- ①対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）
- ②庁内報告文書
- ③事業者から区に提出された文書
- ④区から事業者への指導文書
- ⑤打合せ議事録（東京都）
- ⑥監察日報
- ⑦庁内打合せ資料
- ⑧区民等及びその他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書
- ⑨区の委託弁護士への相談関係文書
- ⑩大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱第 4 条に基づく指導について（通知）
- ⑪崩落事故への対応について（回答）
- ⑫事前相談票一式

と特定した上で、不特定多数の個人が識別される又は識別され得る部分については条例第 9 条第 2 項第 1 号、法人等の事業の運営を不当に害するおそれがある部分については同項第 2 号、都区間の事務事業にかかる率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある部分については同項第 4 号、区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じるおそれがある部分については同項第 5 号、事務事業の公正、適切な実施又は運営を困難にするおそれがある部分については同項第 6 号に該当するという理由を付して、公文書不開示決定及び公文書部分開示決定を行った（以下、本件処分 1 から本件処分 8 までを併せて「本件各処分」という。）。)

(3) 審査請求人は、令和 7 年 3 月 7 日、審査請求を行い（以下「本件審査請求 1」という。）、同年 5 月 22 日、審査請求を行った（以下「本件審査請求 2」という。）。)

(4) 審査庁（大田区長）は、令和 7 年 5 月 29 日、本件審査請求 1 及び本件審査請求 2 の審理手続の併合を行った。

5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論の要旨

(1) 条例第 9 条第 2 項第 2 号を理由とする不開示について

実施機関は、本件各公文書のうち、「当該事業に関する情報であって、開

示することにより、当該法人の運営を不当に害すると認められる」情報を、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とするとしているが、同号には例外規定の定めがあるにもかかわらず、これに該当しないとした判断には誤りがある。

(2) 条例第 9 条第 2 項第 5 号を理由とする不開示について

実施機関が行政指導を行った場合には、行政はその決定に説明責任を負っており、最終的な決定に至った根拠を示す公文書は条例第 9 条第 2 項第 5 号の対象ではない。実施機関が同号に該当するとして本件各公文書の該当部分を不開示しないとした判断には誤りがある。

(3) 不開示決定及び部分不開示決定の理由付記の不備について

本件各処分に付された理由は条例の条文を引用したのみであり、どの情報が開示により事業者の利益を具体的にどのように害するのか、どの程度害するのか、害する蓋然性があるのか等について説明がされていない。

6 実施機関の弁明の要旨

(1) 対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）について

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）のうち、氏名（メールの送受信者氏名、個人氏名、法人担当者氏名、他自治体（東京都）職員名）、電話番号、FAX 番号、送受信メールアドレス、意見、法人等の携帯電話番号、担当者の動向（出勤等の職務遂行に係わる情報に当たらない職員個人の情報）、出勤記録（当該場所以外の個人情報）、近隣要望、近隣の所在位置関係が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定を行った。

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）のうち、計画地の地盤レベル等の図面情報、法人等の部署名、電話番号、FAX、メールアドレス、住所の一部、動態調査及び報告内容については、法人に関する情報でこれを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがあるため、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定を行った。

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）のうち、区の方針については、区機関内部の審議、協議、検討等に関する情報であって、開示することにより、区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じることになるため、条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示決定をすべきところ、決定通知の開示することができない部分への記載が不足していた。

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）のうち、区組織のメールアドレス及び携帯電話番号については、これを公開すると区の事務事

業の公正、適切な実施又は運営を困難にするおそれがあるため、条例第 9 条第 2 項第 6 号に基づき不開示決定を行った。

(2) 庁内報告文書について

庁内報告文書のうち、氏名（メールの送受信者氏名、個人氏名、法人担当者氏名、他自治体（東京都）職員名）、電話番号、FAX 番号、送受信メールアドレス、意見、法人等の携帯電話番号、担当者の動向（出勤等の職務遂行に係わる情報に当たらない職員個人の情報）、出勤記録（当該場所以外の個人情報）、近隣要望、近隣の所在位置関係が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定を行った。

庁内報告文書のうち、計画地の地盤レベル等の図面情報、法人等の部署名、電話番号、FAX、メールアドレス、住所の一部、動態調査及び報告内容については、法人に関する情報でこれを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがあるため、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定を行った（本件各処分のうち、一部の処分において、法人の報告内容について、決定通知の開示することができない部分及び理由への記載が不足していた。）。

庁内報告文書のうち、報告内容については、区機関内部の審議、協議、検討等に関する情報であって、これを公開すると区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じるおそれがあるため、条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示決定を行った。

(3) 事業者から区に提出された文書について

事業者から区に提出された文書のうち、氏名（メールの送受信者氏名、個人氏名、法人担当者氏名）、電話番号、FAX 番号、送受信メールアドレス、近隣要望、近隣の所在位置関係が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定を行った。

事業者から区に提出された文書のうち、計画地の地盤レベル等の図面情報並びに法人等の部署名、電話番号、FAX、メールアドレス及び住所の一部については、法人に関する情報でこれを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがあるため、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定を行った。

(4) 区から事業者への指導文書について

区から事業者への指導文書については、全部開示をしている。

(5) 打合せ議事録（東京都）について

打合せ議事録（東京都）のうち、氏名、電話番号、法人担当者氏名、所

在位置関係、意見、法人等の携帯電話番号、他自治体（東京都）職員名、担当者の動向（出勤等の職務遂行に係わる情報に当たらない職員個人の情報）、出勤記録（当該場所以外の個人情報）が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定を行った。

打合せ議事録（東京都）のうち、他自治体（東京都）職員意見及び発言要旨については、都区間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、盛土規制法にかかる事務事業の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示決定を行った。

(6) 監察日報について

監察日報のうち、氏名、電話番号、法人担当者氏名、所在位置関係、意見、法人等の携帯電話番号、他自治体（東京都）職員名、担当者の動向（出勤等の職務遂行に係わる情報に当たらない職員個人の情報）、出勤記録（当該場所以外の個人情報）が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定を行った。

(7) 庁内打合せ資料について

庁内打合せ資料については、全部開示をしている。

(8) 区民等及びその他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書について

区民等及びその他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書については、さらに、区民等からの意見、要望、回答等に係る文書とその他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書へと分かれる。

まず、区民等からの意見、要望、回答等に係る文書については、これらを開示することにより、特定の個人が識別される、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定を行った。

次に、その他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書については、当該法人等の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業の運営を不当に害するため、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定を行った。

(9) 区の委託弁護士への相談関係文書について

区の委託弁護士への相談関係文書については、区機関内部の審議、協議、検討等に関する情報であって、開示することにより、区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じることになるため、条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示決定を行った。

- (10) 大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱第 4 条に基づく指導について（通知）について

大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱第 4 条に基づく指導について（通知）については、全部開示をしている。

- (11) 崩落事故への対応について（回答）について

崩落事故への対応について（回答）のうち、氏名、電話番号、法人担当者氏名、意見、法人等の携帯電話番号については、特定の個人が識別される、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定を行った。

崩落事故への対応について（回答）のうち、法人等の部署名、電話番号、FAX、メールアドレス、住所の一部、動態調査及び報告内容については、法人に関する情報でこれを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがあるため、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定を行った。

- (12) 事前相談票一式について

事前相談票一式は、当該法人の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人の事業の運営を不当に害するため、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定を行った。

7 審査会の判断

- (1) 対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）について

ア はじめに

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）については、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とされた部分、条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示とされた部分及び条例第 9 条第 2 項第 6 号に基づき不開示とされた部分に分かれるため、それぞれについて検討する。

イ 条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分について

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）のうち、氏名（メールの送受信者氏名、個人氏名、法人担当者氏名、他自治体（東京都）職員名）、電話番号、FAX 番号、送受信メールアドレス、意見、法人等の携帯電話番号、担当者の動向（出勤等の職務遂行に係わる情報に当たらない職員個人の情報）、出勤記録（当該場所以外の個人情報）、近隣要望、近隣の所在位置関係が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るという理由により、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とされた部分について

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）のうち、計画地の地盤レベル等の図面情報、法人等の部署名、電話番号、FAX、メールアドレス、住所の一部、動態調査及び報告内容については、法人に関する情報でこれを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがあるという理由により、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「開示すべき文書及び部分」欄の①から⑨までの該当部分及び別紙 2「建築調整課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「開示すべき文書及び部分」欄の該当部分を除いて、法人に関する情報で、これを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがある情報が記録されていることが認められた。そして、それらの情報が同号アからウまでに規定された開示の必要性が認められる情報ではないことも確認された。これに対して、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「開示すべき文書及び部分」欄の①から⑨までの該当部分及び別紙 2「建築調整課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「開示すべき文書及び部分」欄の該当部分については、これを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがある情報が記録されているとは認められなかった。

したがって、当該公文書の不開示部分については、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「開示すべき文書及び部分」欄の①から⑨までの該当部分及び別紙 2「建築調整課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「開示すべき文書及び部分」欄の該当部分を除いて、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。これに対して、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「開示すべき文書及び部分」欄の①から⑨までの該当部分及び別紙 2「建築調整課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「開示すべ

き文書及び部分」欄の該当部分については、不開示とすべき事由は見当たらないことから、当該部分に係る処分を取り消した上で、これを開示することが相当である。また、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「答申」欄(1)の該当部分については、決定通知における開示することができない部分の記載に不足が認められることから、当該部分に係る処分は取り消すべきである。

エ 条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示とされた部分について

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）のうち、区の方針については、区機関内部の審議、協議、検討等に関する情報であって、開示することにより、区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じることになるとして、条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示決定がなされるべきところ、上記 6 (1)の実施機関の弁明の要旨に記載があるところ、決定通知の開示することができない部分への記載の不足が認められる。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の開示部分には、これを公開すると区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じるおそれがある情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の開示部分については条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示とすることが相当であり、決定通知における開示することができない部分への記載の不足が認められる部分を除いて、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

一方で、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「答申」の欄(2)の該当部分、別紙 2「建築調整課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「答申」欄の該当部分及び同一覧表中、5 の項「答申」の欄の該当部分については、決定通知における開示することができない部分の記載に不足が認められることから、当該部分に係る処分は取り消すべきである。

オ 条例第 9 条第 2 項第 6 号に基づき不開示とされた部分について

対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）のうち、区組織のメールアドレス及び携帯電話番号については、これを公開すると区の事務事業の公正、適切な実施又は運営を困難にするおそれがあるものとして、条例第 9 条第 2 項第 6 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の開示部分には、上記に加え、区の方針について条例第 9 条第 2 項第 6 号に基づき不開示決定をすべき情報が記録されており、これを公開すると区の事務事業の公正、適切な実施又は運営を困難にするおそれがある情

報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 6 号に基づき不開示とすることが相当であり、区の方針について、決定通知における開示することができない部分への記載の不足が認められる部分を除いて、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

一方で、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、1 の項「答申」欄(3)の該当部分については、決定通知における開示することができない部分の記載に不足が認められることから、当該部分に係る処分は取り消すべきである。

(2) 庁内報告文書について

ア はじめに

庁内報告文書については、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とされた部分、条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示とされた部分及び条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示とされた部分に分かれるため、それぞれについて検討する。

イ 条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分について

庁内報告文書のうち、氏名（メールの送受信者氏名、個人氏名、法人担当者氏名、他自治体（東京都）職員名）、電話番号、FAX 番号、送受信メールアドレス、意見、法人等の携帯電話番号、担当者の動向（出勤等の職務遂行に係わる情報に当たらない職員個人の情報）、出勤記録（当該場所以外の個人情報）、近隣要望、近隣の所在位置関係が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るという理由により、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とされた部分について

庁内報告文書のうち、計画地の地盤レベル等の図面情報、法人等の部署名、電話番号、FAX、メールアドレス、住所の一部、動態調査及び報告内容については、法人に関する情報でこれを公開すると当該法人等

の事業の運営を不当に害するおそれがあるという理由により、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、法人に関する情報で、これを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがある情報が記録されていることが認められた。そして、それらの情報が同号アからウまでに規定された開示の必要性が認められる情報ではないことも確認された。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とすることが相当であり、決定通知における開示することができない部分への記載の不足が認められる部分を除いて、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

一方で、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、2 の項「答申」欄の該当部分については、決定通知における開示することができない部分の記載に不足が認められることから、当該部分に係る処分は取り消すべきである。

エ 条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示とされた部分について

庁内報告文書のうち、他自治体（東京都）職員意見及び発言要旨について、条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示とされている部分がある。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、都区間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、盛土規制法にかかる事務事業の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示とすることが相当であり、決定通知における開示することができない部分への記載の不足が認められる部分を除いて、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

一方で、別紙 2「建築調整課提出文書（部分開示）」の一覧表中、2 の項「答申」欄の該当部分については、決定通知における開示することができない部分の記載に不足が認められることから、当該部分に係る処分は取り消すべきである。

オ 条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示とされた部分について

庁内報告文書のうち、報告内容については、区機関内部の審議、協議、検討に関する情報であって、これを公開すると区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じるおそれがあるものとして、条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、これを公開すると区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じるおそれがある情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 事業者から区に提出された文書について

ア はじめに

事業者から区に提出された文書については、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分と条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とされた部分に分かれるため、それぞれについて検討する。

イ 条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分について

事業者から区に提出された文書のうち、氏名（メールの送受信者氏名、個人氏名、法人担当者氏名）、電話番号、FAX 番号、送受信メールアドレス、近隣要望、近隣の所在位置関係が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るという理由により、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とされた部分について

事業者から区に提出された文書のうち、計画地の地盤レベル等の図面情報並びに法人等の部署名、電話番号、FAX、メールアドレス及び住所の一部については、法人に関する情報でこれを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがあるという理由により、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、法人に関する情報で、これを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがある情報が記録されていることが認められた。そして、それらの情報が同号アからウまでに規定された開示の必要性が認められる情報ではないことも確認された。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とすることが相当であり、決定通知における開示す

ることができない部分への記載の不足が認められる部分を除いて、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

一方で、別紙 1「建築審査課提出文書（部分開示）」の一覧表中、3 の項「答申」欄の該当部分については、決定通知における開示することができない部分の記載に不足が認められることから、当該部分に係る処分は取り消すべきである。

(4) 区から事業者への指導文書について

区から事業者への指導文書については、全部開示をしていることから、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(5) 打合せ議事録（東京都）について

ア はじめに

打合せ議事録（東京都）については、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分及び条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示とされた部分に分かれるため、それぞれについて検討する。

イ 条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分について

打合せ議事録（東京都）のうち、氏名、電話番号、法人担当者氏名、所在位置関係、意見、法人等の携帯電話番号、他自治体（東京都）職員名、担当者の動向（出勤等の職務遂行に係わる情報に当たらない職員個人の情報）、出勤記録（当該場所以外の個人情報）が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るという理由により、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示とされた部分について

打合せ議事録（東京都）のうち、他自治体（東京都）職員意見及び発言要旨については、都区間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、盛土規制法にかかる事務事業の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるという理由により、条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示決定がされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、都区間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、盛土規制法にかかる事務事業の率直な意見の

交換が不当に損なわれるおそれがある情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(6) 監察日報について

監察日報のうち、氏名、電話番号、法人担当者氏名、所在位置関係、意見、法人等の携帯電話番号、他自治体（東京都）職員名、担当者の動向（出勤等の職務遂行に係わる情報に当たらない職員個人の情報）、出勤記録（当該場所以外の個人情報）が記載されている部分については、特定の個人が識別される、又は識別され得るという理由により、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(7) 庁内打合せ資料について

庁内打合せ資料については、全部開示をしていることから、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(8) 区民等及びその他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書について

ア 区民等及びその他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書については、さらに、区民等からの意見、要望、回答等に係る文書とその他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書へと分かれるため、それぞれについて検討する。

まず、区民等からの意見、要望、回答等に係る文書については、これらを開示することにより、特定の個人が識別される、又は識別され得るという理由により、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書には、特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書については条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法

又は不当な点は認められない。

イ 次に、その他法人等からの意見、要望、回答等に係る文書については、当該法人等の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業の運営を不当に害するという理由により、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書には、当該法人等の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業の運営を不当に害する内容が記録されていることが認められた。そして、それらの情報が同号アからウまでに規定された開示の必要性が認められる情報ではないことも確認された。

したがって、当該公文書については条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(9) 区の委託弁護士への相談関係文書について

区の委託弁護士への相談関係文書については、区機関内部の審議、協議、検討等に関する情報であって、開示することにより、区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じることになるという理由により、条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書には、区機関内部の審議、協議、検討等に関する情報であって、開示することにより、区内部の公正かつ適切な意思決定に障害を生じることになる内容が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書については条例第 9 条第 2 項第 5 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(10) 大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱第 4 条に基づく指導について（通知）について

大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱第 4 条に基づく指導について（通知）については、全部開示をしていることから、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(11) 崩落事故への対応について（回答）について

ア はじめに

崩落事故への対応について（回答）については、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分及び条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とされた部分に分かれるため、それぞれについて検討する。

イ 条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とされた部分について

崩落事故への対応について（回答）のうち、氏名、電話番号、法人担当者氏名、法人等の携帯電話番号については、特定の個人が識別される、又は識別され得るという理由により、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されていることが認められた。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とされた部分について

崩落事故への対応について（回答）のうち、法人等の部署名、電話番号、FAX、メールアドレス、住所の一部、動態調査及び報告内容については、法人に関する情報でこれを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがあるという理由により、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、法人に関する情報で、これを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがある情報が記録されていることが認められた。そして、それらの情報が同号アからウまでに規定された開示の必要性が認められる情報ではないことも確認された。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(12) 事前相談票一式について

事前相談票一式は、当該法人の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人の事業の運営を不当に害するため、条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示決定がなされている。

審査会において当該公文書について見分したところ、当該公文書の不開示部分には、法人に関する情報で、これを公開すると当該法人等の事業の運営を不当に害するおそれがある情報が記録されていることが認められた。そして、それらの情報が同号アからウまでに規定された開示の必要性が認められる情報ではないことも確認された。

したがって、当該公文書の不開示部分については条例第 9 条第 2 項第 2 号に基づき不開示とすることが相当であって、これに関する実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(13) 結論

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 上 松 信 雄

委員 浦 岡 由美子

建築審査課提出文書（部分開示）

	決定通知	公文書の件名 又は内容	実施機関が 不開示とする理 由	答申	開示すべき文書及び部分
1	R7. 2. 20付け 部分開示（6 ま審発第〇〇 号）	対応記録（法人 とのメール及び 添付ファイル含 む）	大田区情報公開 条例第9条第2 項第1号、第2 号、第6号該当	右記「開示すべき文書及び部分」以外の部分開示は相当であるが、決定通知において、次のとおり記載すべきである。 （1）第2号該当部分 「法人の報告内容」を開示することができない部分として、記載すべきである。 （2）第5号該当部分 「対応記録（法人とのメール及び添付ファイル含む）」を対象文書として記載し、「区の方針」を開示することができない部分として、記載すべきである。 （3）第6号該当部分 「区の方針」を開示することができない部分として、記載すべきである。	①2024. 8. 14（水）09：30：30のメールのうち、メール本文の上から6行目及び12行目の不開示部分は開示すべきである。 ②2024. 9. 13（金）18：26：50のメールのうち、「株〇〇」と記載される行の不開示部分は開示すべきである。 ③2024. 9. 13（金）18：38：19のメールのうち、「株〇〇」と記載される行（2か所）の不開示部分は開示すべきである。 ④2024. 9. 14（土）15：37：53のメールのうち、「株〇〇」と記載される行（2か所）の不開示部分は開示すべきである。 ⑤2024. 9. 17（火）08：29：37のメールのうち、「株〇〇」と記載される行（3か所）の不開示部分は開示すべきである。 ⑥2024年11月吉日に〇〇株式会社及び株式会社〇〇が発信した文書（件名：ボーリング調査のお知らせ）のうち、下から1行目の株〇〇の電話番号の部分は開示すべきである。 ⑦2024年11月吉日に〇〇株式会社及び株式会社〇〇が発信した文書（件名：ボーリング調査期間延長のお知らせ）のうち、下から1行目の株〇〇の電話番号の部分は開示すべきである。 ⑧2024年12月吉日に〇〇株式会社及び〇〇株式会社が発信した文書（件名：土嚢設置工事のお知らせ）のうち、下から1行目の〇〇株の電話番号の部分は開示すべきである。 ⑨2024. 12. 24（火）17：01：10のメールの1頁部分のうち、メール本文の上から13行目の株式会社〇〇の部署名の部分、上から17行目の電話番号の部分は開示すべきである。
2	〃	庁内報告文書	大田区情報公開 条例第9条第2 項第1号、第2 号、第5号該当	部分開示は相当であるが、決定通知において、第2号該当部分に、「法人の報告内容」を開示することができない部分として、記載すべきである。	
3	〃	事業者から区に 提出された文書	大田区情報公開 条例第9条第2 項第1号、第2 号該当	部分開示は相当であるが、決定通知において、第2号該当部分に、「法人の報告内容」を開示することができない部分として、記載すべきである。	

建築調整課提出文書（部分開示）

	決定通知	公文書の件名 又は内容	実施機関が 不開示とする理由	答申	開示すべき文書及び部分
1	R7.2.20付け 部分開示（6 ま調発第〇〇 号）	対応記録（法人と のメールを含む）	大田区情報公開条 例第9条第2項第 1号、第2号、第 6号に該当	右記「開示すべき文書 及び部分」以外の部分 開示は相当であるが、 決定通知において、第 5号該当部分に、「対 応記録（法人とのメー ルを含む）」を対象文 書として記載し、「区 の方針」を開示するこ とができない部分とし て、記載すべきであ る。	2024.12.25（水）15：02：31のメール （件名：RE:〇〇a丁目 年末年始緊急連 絡先の件）の1頁部分のうち、下から1 行目の株式会社〇〇の部署名の部分は開 示すべきである。
2	〃	庁内報告文書	大田区情報公開条 例第9条第2項第 1号、第2号、第 5号に該当	部分開示は相当であ るが、決定通知におい て、第4号該当部分 に、「庁内報告文書」 を対象文書として記載 すべきである。	
3	〃	打合せ議事録（東 京都）	大田区情報公開条 例第9条第2項第 1号、第4号に該 当	部分開示は相当であ る。	
4	〃	監察日報	大田区情報公開条 例第9条第2項第 1号に該当	部分開示は相当であ る。	
5	R7.3.14付け 部分開示（6 ま調発第〇〇 号）	対応記録（法人と のメールを含む）	大田区情報公開条 例第9条第2項第 1号、第2号、第 6号に該当	部分開示は相当であ るが、決定通知におい て、第5号該当部分 に、「対応記録（法人 とのメールを含む）」 を対象文書として記載 し、「区の方針」を開 示することができない 部分として、記載すべ きである。	
6	〃	庁内報告文書	大田区情報公開条 例第9条第2項第 1号、第2号、第5 号に該当	部分開示は相当であ る。	
7	〃	擁壁崩落事故への 対応について（回 答）	大田区情報公開条 例第9条第2項第 1号、第2号に該当	部分開示は相当であ る。	